

市こども計画（仮）へ策定転換について

1 発端、経緯

- ・令和6年4月・・・「こども・子育て支援事業債」が創設

【概要】地方単独事業が対象で充当率90%・交付税措置率50%

- ・令和6年6月・・・国「こどもまんなか実行計画」が示される。

県「こども計画（やまぐち子ども・子育て応援プラン《仮》骨子案）」が示される。

他市の状況として、県内13市中7市「こども計画」を策定予定と情報提供。

2 策定転換の考え方

・「市こども計画」は「こども大綱」や「県のこども計画」を踏まえて策定することとされていますが、5月まで、「県のこども計画」が示されていないことなどから、前回5月の子ども・子育て審議会では、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定することとして、骨子案をお示しいたしました。しかし、6月に国の「こどもまんなか実行計画」と、県の「こども計画（やまぐち子ども・子育て応援プラン《仮》骨子案）」が示され、内容を確認すると、必ずしも「こども大綱」を網羅していないことが明らかになり、市の計画策定にあたっては、「こども大綱」を勘案レベルで捉えつつ、自治体の特性や実情に合わせて策定すれば良いことが分かりました。

- ・「こども・子育て支援事業債」が創設され、今後5年間の見通しや全庁的な子育て支援の取組の可能性などを勘案し、計画期間中は財源を最大限効果的に活用できるような体系を構築したい。

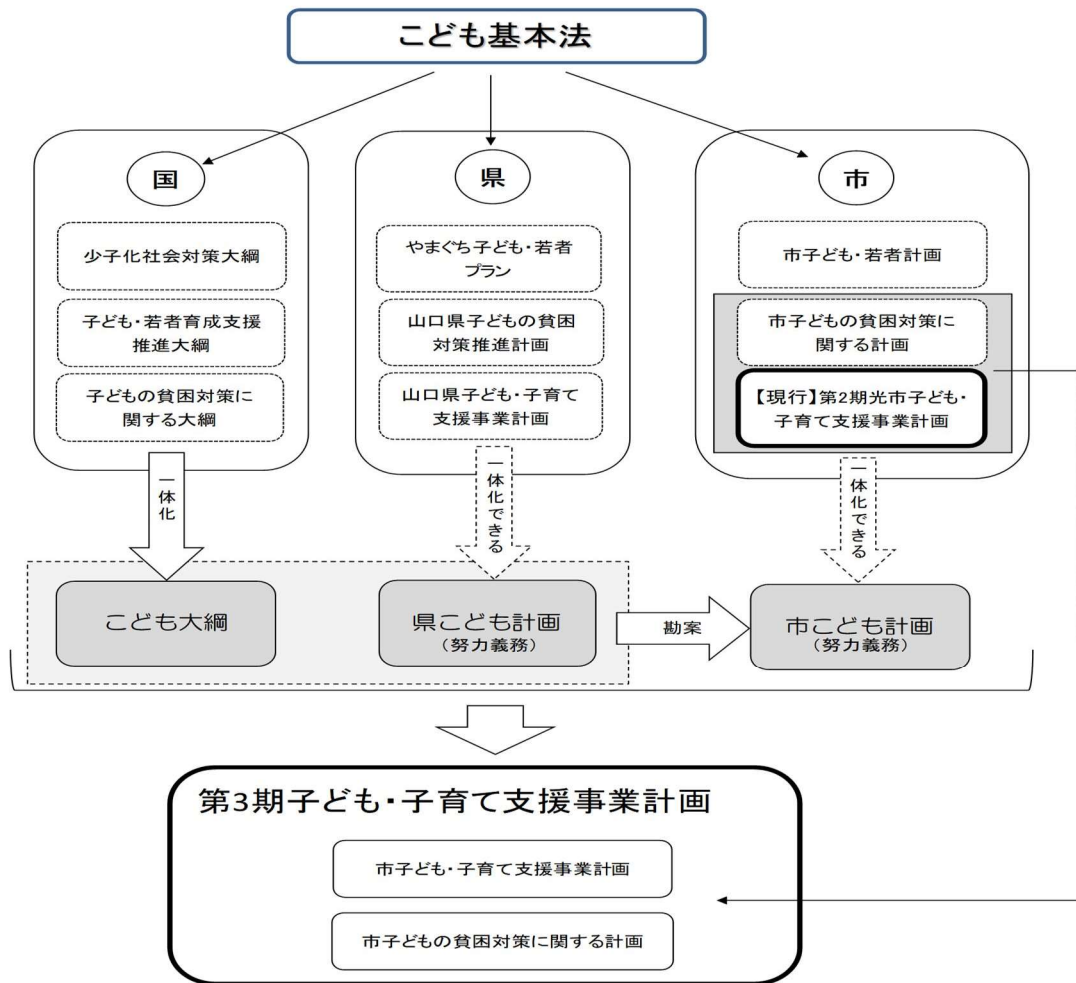


以上の2点から、新たな計画を策定している現段階で当初の方向性を転換し、令和7年度から5年間の計画期間とする「光市こども計画（仮）」として策定

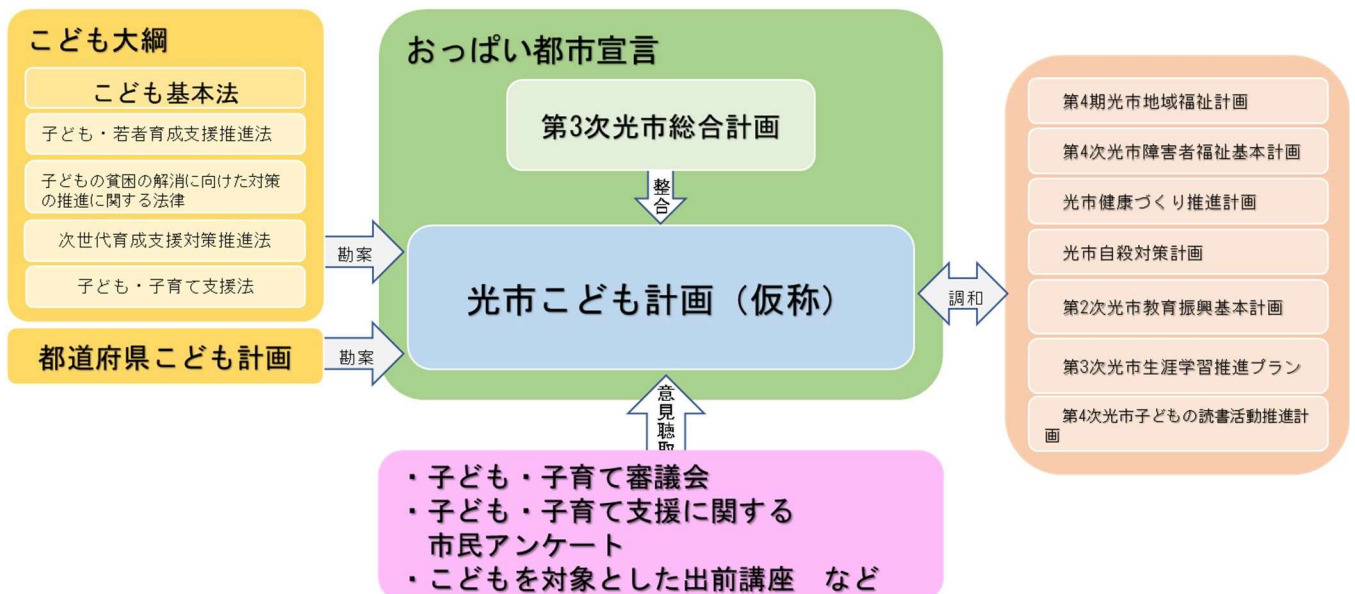
3 「子ども・子育て支援事業計画」と「市こども計画」の違い

(1) 体系図

<第3期子ども・子育て支援事業計画>



<市こども計画（仮）>



(2) 計画掲載事業が増加

「こども大綱」にある「若者への支援」の項目として、

- ①高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

の4点が掲げられています。これらすべてを網羅する必要はなく、本市の特性や実情に合った策定を進めるため、これらのうち、主に

- ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- ③結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

の2点を追加します。

※「①高等教育の修学支援、高等教育の充実」は、6月に示された「こどもまんなか実行計画」によると、大学や専門学校、その学生や職員に対する取組がメインとなっているため、「具体的な記載」や「成果指標」は設定しない。

※「④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実」は、実行計画によると、相談や情報提供、周知活動がメインとなっているため、「成果指標」は設定しない。

また②・③についても、本計画の上位計画となる「総合計画」に既に位置付けられており、「成果指標」についても、アンケートは行わず、担当所管と協議しながら、総合計画との整合を意識した数値を設定する予定。

国こども大綱	市総合計画の「施策」	市総合計画の成果指標
就労支援、雇用と経済的基盤の安定	雇用の確保と就労の支援 (P232)	・有効求人倍率 ・市内民間事業所従業員数
結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	出会いと結婚の支援 (P138)	・やまぐち結婚応援センター会員の登録者数(年度)